

健康保険

被保険者資格取得届

常務理事	事務長	業務課長	扱者

令和 年 月 日提出

提出者記入欄	事業所記号	
	事業所所在地	〒 -
	事業所名称	
	事業主氏名	
	電話番号	()

受付印

社会保険労務士記載欄

被保険者1	① 被保険者の番号	② 氏名 (フリガナ) (氏) (名)	③ 生年月日	5.昭和 7.平成 9.令和	年	月	日	④ 種別	1.男 2.女	
	⑤ 取得区分	⑥ 健保 個人番号	⑦ 取得年月日	9.令和	年	月	日	⑧ 被扶養者	0.無し 1.有り	
	⑨ 報酬月額	⑦ (通貨) 円 ⑧ (現物) 円	⑩ (合計 ⑦+⑧) 円	⑩ 備考 該当する項目がある場合は○で囲んでください 1.二以上事業所勤務者の取得 3.退職後の継続再雇用者の取得 2.短時間労働者の取得(特定適用事業所等)						
	⑪ 住所 (住民票上)	〒 -							⑬ 資格確認書発行要否	
	⑫ 住所 (居所)	※住民票住所と居所が違う場合はご記入ください 〒 -							<input type="checkbox"/> 発行が必要	

被保険者2	① 被保険者の番号	② 氏名 (フリガナ) (氏) (名)	③ 生年月日	5.昭和 7.平成 9.令和	年	月	日	④ 種別	1.男 2.女	
	⑤ 取得区分	⑥ 健保 個人番号	⑦ 取得年月日	9.令和	年	月	日	⑧ 被扶養者	0.無し 1.有り	
	⑨ 報酬月額	⑦ (通貨) 円 ⑧ (現物) 円	⑩ (合計 ⑦+⑧) 円	⑩ 備考 該当する項目がある場合は○で囲んでください 1.二以上事業所勤務者の取得 3.退職後の継続再雇用者の取得 2.短時間労働者の取得(特定適用事業所等)						
	⑪ 住所 (住民票上)	〒 -							⑬ 資格確認書発行要否	
	⑫ 住所 (居所)	※住民票住所と居所が違う場合はご記入ください 〒 -							<input type="checkbox"/> 発行が必要	

⑬ 資格確認書発行要否

資格確認書の発行が必要な場合(※)は「発行が必要」にチェックをいれてください。

※以下に該当する場合があります。

- ・マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者
- ・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者、利用登録解除者
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者

※マイナ保険証に当組合の資格情報が登録されるには概ね5日の期間を要するため、届出があった日から概ね5日間は、当組合の被保険者としてマイナ保険証を利用することができません。(利用開始の目安は当組合より「資格情報のお知らせ」が送付されたこととなります。)このため、資格取得届の速やかな届出をお願いします。なお、直ぐに医療機関の受診を希望する場合には当組合までご連絡ください。

この届書は「従業員を採用した場合」、「60歳以上の方で退職後に継続して再雇用した場合」にご提出いただくものです。

記入方法

提出者記入欄 : 事業所記号は4桁の数字をご記入ください。

①被保険者の番号 : 提出順に被保険者番号を払い出しますので、記入する必要はありません。

②氏名 : 氏名は住民票に登録されているものと同じ氏名をご記入ください。フリガナはカタカナで正確にご記入ください。

③生年月日 : 年号は該当する番号を○で囲んでください。

④種別 : 該当する番号を○で囲んでください。

⑥個人番号 : 本人確認を行ったうえで、個人番号を必ず記入してください。

⑦取得年月日 : 事業所に使用されるに至った日(事実上の使用関係が発生した日)

⑧被扶養者 : 健康保険の被扶養者がある場合は「1.有り」を、無い場合は「0.無し」を○で囲んでください。
「1.有り」の場合は『被扶養者(異動)届』の提出が別途必要です。

⑨報酬月額 : 「㊦(通貨)」は給料、手当等、名称を問わず労働の対償として金銭(通貨)で支払われるすべての合計金額をご記入ください。

※臨時に支払うものや、3月を超える期間ごとに支払う賞与等は対象となりません。

※週給の場合は、報酬額を7で割って得た金額の30倍に相当する金額をご記入ください。

※実績によって報酬が変わる場合は、資格取得月の1カ月間に、同事業所内で同様の業務に携わっている従業員の報酬の平均額をご記入ください。

「㊧(現物)」は、報酬のうち食事・住宅・被服・定期券等、金銭(通貨)以外で支払われるすべてのものについてご記入ください。

現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事・住宅については都道府県ごとに定められた価額、その他被服等は時価により算定した額)をご記入ください。

⑩住所(住民票上) : 住民票上住所をご記入ください。なお、住民票上住所と居所が違えば「⑫住所(居所)」もご記入ください。

⑬資格確認書発行要否 : マイナ保険証をお持ちの方であっても、マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者に同行して資格確認を補助する必要がある方は、資格確認書を発行することができますので、別途「資格確認書発行希望申請書」を添付してください。

また、マイナンバーカードを紛失、マイナンバーカードを更新中の方につきましても、別途「資格確認書発行希望申請書」を添付してください。